

犯罪被害者等支援推進計画の改定の方向性について（案）

<計画の性格> 神奈川県犯罪被害者等支援条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定めるとともに、県が取り組むべき施策を定める行政計画

【 第3期計画 】

【改定の方向性】

<p><基本目標> (総合的・長期的目標)</p> <p>1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復</p> <p>2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成</p>	<p><基本目標> 現行計画と同様</p>
<p><計画期間> 令和元年度から令和5年度まで</p>	<p><計画期間> 令和6年度から令和10年度まで</p>
<p><計画の対象> 計画の対象となる犯罪被害者等は、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、原則として県民。ただし、死傷者が多数に上る重大事案は事案に応じて柔軟に対応。</p>	<p><計画の対象> 現行計画と同様</p>
<p><主な取組></p> <p>1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携</p> <p>○かながわ犯罪被害者サポートステーション（以下「サポートステーション」という。）の運営、充実</p> <p>○性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。）の運営、充実</p> <p>・令和元年10月、平成29年7月の刑法改正に伴い「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」を開設</p> <p>・令和4年10月、基幹病院における証拠採取等を開始</p> <p>○市町村の取組支援と連携の推進、支援関係機関との連携強化</p> <p>など</p> <p>2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供</p> <p>生活資金貸付、弁護士による法律相談、臨床心理士等によるカウンセリング、裁判所等への付添支援、一時的な住居の提供</p> <p>など</p> <p>3 県民・事業者の理解の促進</p> <p>犯罪被害者等理解促進講座の実施</p> <p>など</p> <p>4 犯罪被害者等を支える人材の育成</p> <p>犯罪被害者等支援員養成講座やボランティア登録制度の運用</p> <p>など</p>	<p><主な課題></p> <p>1 サポートステーション・「かならいん」に関すること</p> <p>・県民への認知度が低い。</p> <p>・子ども・若者、障害の有無に関わらず、誰もが相談しやすい環境づくりが必要。</p> <p>2 「かならいん」に関すること</p> <p>・産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）との連携が必要。</p> <p>・医療支援を受けやすい環境整備が必要。</p> <p>3 市町村との連携に関すること</p> <p>・市町村の犯罪被害者等への支援の取組に差があることから、居住地による支援の格差解消のためには、市町村の取組の促進、支援、連携強化が必要。</p> <p>・県と市町村の役割分担や市町村の支援実績を含めた県全体の支援状況が見えにくい。</p> <p>4 経済的支援、日常生活や住居の確保への支援に関すること</p> <p>・経済的支援の在り方の検討が必要。</p> <p>・家事、育児など、生活支援への対応が十分ではない。</p> <p>・県営住宅の一時利用など、利用実績が低い支援の在り方の検討が必要。</p> <p>5 犯罪被害者等を支える人材の育成に関すること</p> <p>・すべての人が相談しやすいよう、相談員等の育成に、より力を入れ、質的、量的に支援を一層拡充する必要がある。</p>
	<p><充実すべき施策></p> <p>○ 犯罪被害者等支援への理解促進とサポートステーションや「かならいん」の広報の充実・強化</p> <p>（取組例）</p> <p>・講演会等、市町村や教育委員会、学校等と連携した普及啓発事業の実施</p> <p>・子ども・若者にも伝わりやすいWeb媒体等による、より効果的な広報の実施</p> <p>○ サポートステーションや「かならいん」の相談・支援機能の充実・強化</p> <p>（取組例）</p> <p>・子ども・若者、障害の有無に関わらず、誰もが相談しやすい支援体制の検討、整備</p> <p>・相談員向け研修の充実・強化</p> <p>・「かならいん」と産婦人科以外の診療科（精神科、小児科、泌尿器科等）も含めた医療機関との連携強化</p> <p>○ 市町村の取組に対する支援と各市町村等とサポートステーションや「かならいん」との連携強化</p> <p>（取組例）</p> <p>・市町村の取組支援のための連携強化。情報提供、人材育成の更なる充実</p> <p>・個人情報等に配慮したサポートステーションや「かならいん」、警察署、市町村間の具体的連携方法等の検討会の開催</p> <p>○ 経済的支援、日常生活や住居の確保への支援の充実</p> <p>（取組例）</p> <p>・既存の各種社会保障・社会福祉等制度の活用も含めた経済的負担軽減に向けた支援の充実</p> <p>・市町村等と連携した生活支援の充実</p> <p>・住居の確保に関するより利用しやすい支援の在り方の検討や市町村との連携の強化</p> <p>○ 犯罪被害者等を支える人材の育成に関すること</p> <p>（取組例）</p> <p>・すべての人が相談しやすいよう、相談員等の育成、研修等の在り方を検討、実施</p> <p>・子ども・若者等への性被害に的確に対応できる人材の育成</p>